

2017年11月16日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 阿部裕美子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
政調会長 吉田 英策

2017年12月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

10月22日投開票で行われた総選挙で日本共産党は、全国67の小選挙区で候補者を取り下げるなど市民と野党の共闘に力を尽くしました。立憲民主党は野党第一党に躍進し、共闘勢力全体では38から69議席へと大きく伸ばしました。福島1区では金子恵美氏が12万6千票余り、52.74%を獲得し、自民党現職に1万3千票余りの差をつけて当選しました。市民と野党の共闘こそ安倍政治を変える確かな力であることを福島から示した結果といえます。圧勝したとされる自民党の議席は小選挙区制中心の選挙制度のゆがみに助けられたものであり、国民の安倍政権への厳しい批判は払拭されていません。

政府や与党の首脳からは「安倍政権が信任された」と、改憲や消費税増税に拍車をかける声が上がっていますが、首相が取り組むべきは「森友・加計問題」による国政私物化疑惑の解明であり、改憲や消費税の増税強行、原発再稼働の加速ではありません。改憲勢力が議席の3分の2を占めたことは軽視できませんが、国会内外の力を合わせて、改憲発議を許さない闘いに全力を上げます。

今月11日で、東日本大震災と原発事故から6年8ヶ月が経過しました。今なお、福島県が公表している人数だけでも5万3千人が県内外での避難生活を余儀なくされており、震災関連死は2,184人(11/6時点)と増え続けています。

今年春の4町村の避難指示解除から7ヶ月が経過しましたが、浪江町・富岡町では帰還率が約2%という状況であり、思うように住民の帰還は進んでいません。また、県は12月定例会に自主避難者に対する住宅の明け渡しを求める提訴を行うとの方針を示しました。県は、原発事故さえなければ避難する選択など必要のなかった県民である点に鑑み、避難者1人ひとりに最後まで寄り添い、追い出しを強制することのないようにすべきです。

10月10日、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の判決で、福島地裁は

国と東京電力の法的責任を認め、賠償を命じる判決を下しました。生業訴訟は全市町村に原告があり、全国最大規模となる3800人余の原告団が、国と東京電力の責任を問い損害賠償などを求めてねばり強くたたかった成果であり、国の責任を認めたのは3月の前橋地裁判決に次いで2例目です。この訴訟の判決は、事故の責任を認めないまま原発の再稼働をすすめる国・電力会社に対し、司法の側から厳しい警告を突き付けたものです。

10月4日、原子力規制委員会は東京電力に原発を運転する資格があると認め、柏崎刈羽原発6、7号機が新規規制基準に適合したとする審査書案を了承し、福島第一原発と同じ沸騰水型原発に事故後初めて、事実上の「合格」を出しました。地元新潟県の米山知事は同日、「県独自の（福島第一原発事故などの）検証で安全が確認できないければ、再稼働の議論はできない」と述べ、改めて慎重な姿勢を示しました。

未曾有の原発事故をおこし、今後も福島原発の廃炉と収束作業に責任を持つべき東京電力に、原発再稼働の資格がないことは誰の目からも明らかです。

国民世論は一貫して原発再稼働反対が多数であり、このような安倍政権の原発固執姿勢に対して、福島県は被災者の立場に立ちきっぱりと声を上げるべきです。生業判決を県政に活かす立場で福島第二原発廃炉を国・東京電力に強力に求め決断させるとともに、柏崎刈羽原発の再稼働に明確に反対の意志を示すことが、原発事故を経験した福島県の果たすべき役割です。

以上の観点に立ち、12月定例県議会に関して下記の項目について要望します。

一、安倍政権の暴走に歯止めを

大震災・原発事故から6年8ヶ月が経過しても原発事故による被害は継続しています。第4次安倍政権は原発再稼働、憲法改悪策動をあらわにしていることから、県民の命と暮らし、現行憲法を生かした県政をすすめるよう、以下の点を求めます。

1. 原発再稼働・輸出に前のめりの安倍政権に対し、原発事故の被災県である福島県として、中止を求めること。
2. 安倍政権の憲法改悪の真のねらいは、憲法9条に新たに自衛隊を明記し、日本を戦争できる国に180度転換しようとするものである。県民の命と地方政治に直接かかわることから、憲法9条改悪の発議に知事として反対を表明すること。
3. 県民の命と安全を守るため、北朝鮮の核兵器開発・ミサイル発射に強く抗議するとともに、軍事圧力一辺倒ではなく「対話による平和解決」に切り替え、アジア地域での偶発的な軍事衝突を招かないよう政府に求めること。
4. 唯一の戦争被爆国である日本が、人類共通の悲願である国連の核兵器禁止条約にすみやかに署名するよう国に強く求めること。
5. 気候変動等、異常気象による被害は、本県にも度々大きな被害をもたらしている。温室効果ガス排出ゼロを目指す「パリ協定」の実効性を高めるため、日本政府としても目標を引き上げるとともに、石炭火力発電所の建設は中止するよう国に求めること。

6. 消費税10%への増税は、被災県民の暮らしと生業再建、復興事業にも大きな支障となることから、増税中止を求めること。
7. 子育て、医療、介護など社会保障予算を削減しないよう国に強く求めること。
8. 過労死を生み出す「残業代ゼロ法案」など、労働法制の改悪中止を求めること。
9. 「TPP11（イレブン）」「日欧EPA」「日米FTA」の大枠合意を撤回し、「食料主権」を守る立場から、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを目指すよう国に求めること。

二、福島原発訴訟の生業判決を活かし、国・東電の事故責任を明確に

9月の福島第一原発「サブドレン」の水位計設定ミス問題では、東京電力の汚染水対策に対するずさんな対応が改めて浮き彫りとなりました。東京電力は、福島第二原発の廃炉を未だに明言しない一方で、柏崎刈羽原発を再稼働させるとしており、断じて許されるものではありません。

1. 生業（なりわい）裁判では、予見可能な津波対策を怠った国・東電の法的責任を認め、国の中間指針よりも面的・量的に上回る賠償を認める重要な判決が下った。県はこの判決を活かし、国・東京電力に加害責任を求めること。
2. モラルハザードというべきトラブルへの対応1つみても、東京電力に原発を担う資格がないことは明白である。県として、柏崎刈羽原発再稼働を認めないとの立場を明確にし、作業人員の抜本的な体制強化を図るなど、福島事故対応に全力を尽くすよう求めること。
3. 東電には再稼働の資格がないと言っていた原子力規制委員会が、柏崎刈羽原発の再稼働を最終的には容認する立場をとった。規制委員会としての役割を果たすよう県として求めること。
4. 製品のデータ改ざんが問題になっている神戸製鋼所が製造した部材が汚染水タンクに使用されているとの報道があることから、実態を調査し対応するよう東電に申し入れること。
5. 福島第一原発1、2号機西側の地面から水が湧き出した件で、凍土遮水壁との関連を十分調査し、対策を講じるよう東電に申し入れること。
6. 福島第二原発の廃炉は、本県復興の前提であり県民の総意であることから、東京電力の経営優先の姿勢を改め、直ちに廃炉を決断するよう国、東電に迫ること。そのためにも県民集会を開催すること。

三、暮らし応援、子育て支援、健康で長生きの福島県を

1. 国が医療介護の予算をさらに削減する方針を示したことから、来年度からスタートする地域医療計画については、国のベッド削減を前提にせず、原発事故の被害を受けた本県の特異性を考慮し、医療圏毎に必要な医療が提供できるものとする。
2. 就学援助・要保護世帯への学用品費等の小中学校入学前支給について、県内5

9市町村のうち54市町村まで広がっていることから、すべての市町村で実施できるようにすること。また、国立や私立学校にも適用されるのでいっそうの周知徹底を図ること。

3. 学校給食費無償化を図るため、市町村を支援すること。また県として給付型奨学金制度を創設すること。
4. 神奈川県座間市で起きた事件で本県の県立高校3年生が殺害されたことが判明したが、SNSへの対応を含め、悩みや不安を抱える児童生徒への相談しやすい体制を強化すること。
5. 本県教職員の多忙化が全国平均より高い実態が明らかとなった。多忙化解消の実施計画の策定にあたっては、正規教員の増員を基本とすること。
6. 1学年3クラス以下の高校の統廃合については、画一的に行うのではなく地域住民の意見を十分聴いて対応すること。

四、農林水産業の復興について

1. 福島県産農産物の安全・安心を確保する重要な役割を果たしている「米の全量全袋検査」は継続すること。
2. 原発事故被害は継続しており、賠償打ち切りは福島県経済を直撃する。農林漁業賠償については、継続を前提に来年以降の方針を早期に示すよう国・東電に求めること。

五、再生可能エネルギー導入について

再生可能エネルギー導入にあたり、外国資本や県外大手企業の参入による大規模開発が県内各地で計画され、住民との摩擦が生じています。

1. 再生可能エネルギー導入は、住民合意を前提に地産地消の地域循環型を基本とすること。
2. いわき市遠野地区をはじめとする大規模風力発電の集中立地に対して、地元住民からは環境破壊による土砂災害や井戸水に頼る生活用水にも影響が出る懸念があるとの不安が寄せられていることから、個々の審査に留めず集中立地による影響について判断するとともに、県として規制を行うこと。
3. 木質バイオマス発電について、バークも利用することに対しては住民の放射能汚染の不安が各地から出されていることから、住民合意が得られない場合は認めないこと。

以 上